

## 事業種別について

### 1、障害児支援

#### (1) 障害児入所施設

様々な保護者の事情により家庭における養育が困難になった子どもが施設へ入所し、その保護や必要となる発達支援・自立支援・家族支援・地域支援などを提供する。(最長でも20歳まで)

#### (2) 児童発達支援・児童発達支援センター

障がいのある、または発達の気になる就学前の子どもが通所することにより、基本的な生活スキルやコミュニケーション力などを身につけるための支援を行う。

#### (3) 放課後等デイサービス

小中高校に通う障害のある子どもが、放課後や夏休み等の学校以外の時間に通い、社会性や生活スキルを身につけるための支援を行う。

### 2、障害者支援

#### (1) 入所施設

施設の中で、夜間や休日の暮らしに必要な、食事やお風呂などのお手伝いをする。原則、障害支援区分が重度の判定でないと利用できない。

#### (2) 通所施設

##### (a) 生活介護

重度の障害があって、普段の暮らしにお手伝いを必要とする人が日中を過ごす。生活をする力を高め、体力作りなどのプログラムを行う。

##### (b) 就労支援継続(A型)

会社などで働くことが難しい人が、支援を受けながら仕事をする。事業所と雇用契約を結び、毎月給料をもらう。

##### (c) 就労支援継続(B型)

A型より負担の軽い作業が中心で、給料ではなく、工賃(手当)を受け取る。雇用契約を結ばず、作業内容や売上等に応じてお金を受け取る。

##### (d) 就労移行支援

障害がある人が仕事をするための力をつけるために、仕事に必要なマナーを勉強したり、会社で実習したりする。(利用目安約2年)

(3) 地域支援

(a) グループホーム（共同生活援助）

毎日の生活に支援が必要な人達が10人以下で一軒家やアパートなどの家で、家賃を払い（一部公的補助あり）一緒にくらす。

(b) 地域活動支援センター

レクリエーション活動をしたり、働いている人が仕事終わりに集まる場所となったりする。

(4) 相談支援

生活で困ったときの相談を受け付けている。また、障害のある人が福祉サービスを利用するときに必要な「サービス等利用計画」を作成する。